

令和7年度再造林普及啓発事業業務委託仕様書

1 業務の目的

伐採の制限や再造林の義務化ができない中で、再造林を進めていくためには、森林所有者や林業関係者の再造林意識の向上が必須であり、再造林の必要性などについて、広く県民の共通認識として周知していく必要があることから、県民に対して、再造林の重要性等を訴える普及啓発活動を実施し、再造林に対する意識醸成を図る。

2 業務の名称

令和7年度再造林普及啓発事業業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務委託の内容

再造林を推進するため、県民や森林所有者、林業関係者の意識醸成を図り、行動変容を促す効果的なプロモーションを実施するものとする。

(1) 再造林意識の醸成に向けた普及啓発の実施

① ラジオ広告

- ・再造林の推進に当たって、県民や森林所有者に向けて再造林の重要性や伐採・再造林の相談窓口の周知などを行うこと。

② SNS広告の制作及び発信

- ・本委託業務で制作した素材等や林業で働く「人」に着目した短編広告をSNSやWEB広告等の、県民や森林所有者により高い訴求効果が見込まれる媒体により広告を行うこと。
- ・令和6年度再造林普及啓発事業業務委託で制作した2種類の30秒動画素材を使用する場合は、県からデータを提供する。
- ・広告配信については、結果分析を行うこと。

③ 新聞広告・折込チラシの作成及び掲載

- ・特に中高年世代の県民、森林所有者をターゲットとし、伐採～再造林（循環型林業）の流れや相談先、補助制度について周知を図るなど、図やイラストを用いて分かりやすい構成とすること。

④ 宮崎県再造林推進条例に係るリーフレットの作成及び配布

- ・県民をはじめ、各主体の責務など、写真や図、イラスト等を用いるなど、分かりやすく伝えるとともに、再造林や循環型林業の重要性を伝え、自分事として捉えてもらう内容とすること。
- ・作成したリーフレットを効果的に普及するための配布先や配布時期を提案すること。
- ・受託者はリーフレット作成に係るデザイン・製版・印刷、製本を行うこと。

⑤ 森林所有者向けパンフレットの作成及び配布

- ・森林を管理することの必要性や森林施業の説明、補助制度の周知、再造林への流れを示すこと。
- ・受託者はパンフレット作成に係るデザイン・製版・印刷、製本を行うこと。
- ・作成したパンフレットを効果的に普及するための配布先や配布時期を提案すること。

- ⑥ 再造林推進に係るイベント開催（参加）、普及啓発資材の制作及び配布
 - ・ 県民に向けて広く再造林の重要性等を周知するため、イベントを開催（または参加）することとし、普及啓発資材を制作及び配布すること。

5 協議

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。

6 業務成果の帰属等

- (1) 本業務により受託事業者が制作した素材（映像、リーフレット等の広告素材）の成果物に関する所有権、著作権及びその他の権利は県に帰属するものとし、県はウェブサイトやSNS等に随時使用、複製できるものとする。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託事業者等が負うこと。
- (3) 著作権については、契約書の規定もあわせて確認すること。

7 その他

- (1) 制作する素材に係る数量や規格等の想定については、別紙1を参照すること。
- (2) 再造林の重要性については、別紙2を参照すること。
- (3) 事業効果を高めることを目的に、本仕様以外の内容を付加することは差し支えない。
なお、その場合、事前に県と協議の上、了解を得るものとし、成果報告に独自提案であることを記載するものとする。
- (4) 受託者は、業務を遂行するに当たって、県と十分な調整を行うとともに、適宜意見交換の場を設けるなど、より良い素材の制作について協力すること。
また、事業の進捗について、県は受託者に対し、随時、報告を求めることができるものとする。
- (5) 委託業務により制作する素材の最終データについては県と協議の上決定すること。なお、委託業務の内容については、企画提案により受託者が決定した後、県との協議により変更することがある。これに伴う仕様の変更、予算額の変更等については、必要に応じて県との協議の上、対応することとする。
- (6) 受託者は、業務の遂行に当たって、県民や企業等の第三者から批判を受けることのないよう十分に配慮するとともに、万が一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

8 成果品

- (1) 報告書
- (2) 制作した素材データ（リーフレット、チラシ等）を電子媒体に保存したもの

令和7年度 再造林普及啓発事業 積算書 【参考】

項目	数量	単位	単価	金額	適用
1 再造林普及啓発の実施					①
① 普及啓発費					
広告費	1	式			
ラジオCM制作費	1	TYPE			フリーナレーター1名読み/フリー音源
ラジオCM(20秒)	16	本			FM宮崎 Aタイム
ラジオCM(20秒)	8	本			FM宮崎 特Aタイム
ラジオ番組内インフォーマーシャル	2	回			5分枠
SNS公告	1	式			Youtube, Instagram, Tver等
新聞広告製作費	1	式			
新聞広告掲載費	1	回			2社(宮日、夕刊)、全7段広告
新聞折込チラシ	1	回			宮日、朝日、読売、毎日(折込チラシ 県内全エリア240,000部) 製作費込
リーフレット企画・構成費	1	式			デザイン費含む
リーフレット印刷費	10,000	部			A4仕上がり二つ折り 4C/4C コート紙110kg
パンフレット企画・構成費	1	式			デザイン費含む
パンフレット印刷費	10,000	部			B5サイズ中綴じ8P 4C/4C コート紙110kg
イベントブース出店料	1	式			
イベント運営費	3	日			ディレクター1名 アルバイト2名想定
イベント普及資材①(チラシ)	10,000	部			A4サイズ 4C/4C コート紙90kg 新聞折込と同デザイン
イベント普及資材②(ポケットティッシュ)	10,000	個			レギュラーサイズ 8枚入り
イベント普及資材③(うちわ)	5,000	本			レギュラーサイズ 両面カラー印刷
イベント普及資材④(クリアファイル)	5,000	枚			A4サイズ 両面カラー印刷 ※再生PP50%配合
イベント普及資材⑤(子ども向けパンフレット)	1,000	部			B5サイズ中綴じ8P 4C/4C コート紙110kg R6事業分増刷
イベント普及資材⑥(下敷き)	1,000	枚			A4サイズ 両面カラー印刷 PVC(硬質塩ビ)加工
事業費計					
一般管理費					事業費計の10%以内
計					
消費税(10%)					
合計					

※県が委託費積算に使用したものであり、委託内容を拘束するものではない。

再生林の重要性について

1 背景

森林は、木材生産はもとより、地球温暖化防止や水を蓄え、災害を防ぐなど多面的な機能を持っており、県民共通の財産です。

本県においては、スギ素材生産量が33年連続日本一を達成するとともに、令和5年の製材品の出荷量についても全国2位となるなど、国内有数の木材供給基地として重要な位置付けにあります。

一方で、林業採算性の悪化や森林所有者の経営意欲低下等により、近年、再生林率は70%台にとどまっており、再生林されない森林が増えてきていることから、林業・木材産業の持続性や水源のかん養、山地災害の防止等、公益的機能の低下が懸念されています。

2 業務の趣旨

このため、再生林率日本一を目標に掲げたグリーン成長プロジェクト本格展開しており、宮崎県再生林推進条例の制定や地域再生林推進ネットワークの設立、省力・低コスト再生林に対する嵩上げ補助を行うなど、「伐って・使って・植えて・育てる」森林資源の循環利用を促進しています。

再生林の推進は、林業・木材産業の関係者のみならず、多くの県民にとっても重要な課題であることから、林業関係者や県民が一丸となって取り組むため、普及啓発活動を実施し、再生林に対する意識醸成を図る。

※再生林とは

人工林を伐採した跡地において、再び苗木を植栽し、森林を造成すること。

再生林せずに天然林に戻す「天然更新」という更新方法もあるが、天然更新で迅速かつ確実に森林を成立させることは容易ではないことから、林業に適した箇所については、成長の早いスギなどを再生林して早期に成林させ、森林の多面的機能の早期回復を図ることが望ましい。

令和7年7月2日（水）に開催予定の事前説明会においても、グリーン成長プロジェクトや再生林の重要性について説明を行う予定としております。

